

講演

河野談話「検証」論と日本の孤立

— 吉見裁判の意義にもふれて

ご案内

日本軍「慰安婦」制度の存在を事実確認した「河野談話」が、いまそれを否定したい人たちの手で葬り去られかねない危機にあります。首相は内外の世論に押されて河野談話を受け継ぐと表明しつつも、一方で河野談話を「検証」として発言し、5月「検証作業」に入ったと報じられています。

過去の日本政府の行為をなかつたことにしたい人々、その一人である桜内文城衆院議員（日本維新の会）は吉見義明中央大学教授の著書を「捏造だ」と発言して撤回せず、吉見氏はいま桜内氏を名誉棄損で東京地裁に訴えています。

「性奴隷は捏造だ」と言って、かつて政府の行った調査に基づく河野談話の内容や、吉見氏の積年の調査研究による成果を否定する桜内氏らの言い分は、現政府の意向の代弁であり、裁判所の見識が注目されます。また「検証」結果が真実からかけ離れたものになったら、日本政府の見識が内外から問われることになるでしょう。

そのような時期にあって私たちはいま何をすべきか——今回の講演はそれに応じてくれるものになるでしょう。

講師 弁護士 大森 典子 氏
日時 7月13日(日) 14:00~16:00 (13:30開場)
会場 エルパーク仙台セミナーホール

(資料代 ¥500)



【大森典子氏プロフィール】1968年から家永教科書訴訟弁護団に加わる。「慰安婦」問題、南京大虐殺の被害者や遺族からの聞き取り調査に参加。1995年 中国人「慰安婦」訴訟弁護団長。『司法が認定した日本軍「慰安婦」』（共著）他。

主催 日本軍「慰安婦」問題の早期解決をめざす宮城の会

〒980-0803 仙台市青葉区国分町一丁目3-20 仙台中央法律事務所

TEL 090-2023-9076 090-7799-4296